

植樹帯等樹木・芝年間管理業務

特 記 仕 様 書

粕屋町役場 都市政策部 都市計画課

第 1 章 総 則

第1条 【適用】

本特記仕様書は、植樹帯等樹木・芝年間管理務（以下「本業務」という。）に適用するものとし、粕屋町を「甲」、本業務の受託者を「乙」とする。

第2条 【目的】

本業務は、緑豊かな潤いある景観を維持するため、樹木・芝等の適切な維持管理を行うことを目的とする。

第3条 【対象区域】

本業務における対象区域は下記のとおりとする。

福岡県糟屋郡粕屋町内地内（蒲田長者原線外植樹帯30路線）

第4条 【通則】

本業務は、契約書、設計図書及び本特記仕様書によるほか、その他諸法令・諸法規を遵守して、業務の円滑な進捗を図るものとする。ただし、緊急的な初動対応が必要な場合（風水害、地震等により倒木した樹木が道をふさいでいる時など）は、速やかに対応作業の協力をするものとする。

第5条 【疑義】

本業務を実施するにあたり、この特記仕様書に明記なき事項、または疑義を生じた場合、「乙」は「甲」と協議のうえ決定するものとする。

第6条 【貸与資料】

「乙」は業務上必要な資料等の貸与を「甲」に請求できるものとし、「甲」は請求されたもので必要と認められたものを貸与する。「乙」は責任をもってこれを管理し、十分注意して取り扱い、使用後は速やかに返却する。

第7条 【提出書類】

作業実施に先立ち「乙」は、下記の書類を作成し「甲」に提出し承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 作業工程表
- (3) 現場代理人及び技術者通知書（技術者経歴書添付）
- (4) その他「甲」が指示する書類

第8条 【工程管理】

本業務を履行するにあたり、「乙」は工程表に基づいて適切な工程管理を行うことはもとより、「甲」の指示を受けて常に密なる連絡をとり、作業の進捗状況を報告するものとする。

第9条 【現場代理人及び技術者】

現場代理人及び技術者は、業務等の履行にあたり、造園施工管理技士、又は造園技能士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

第10条 【現地作業の留意事項】

「乙」は、地元住民との協調を保ち、いたずらに摩擦を生じないように十分心掛けなければならない。

- 2 現地作業において生じた諸事故及び第三者に与えた損害については、「乙」の責任において解決するものとし、その経過は速やかに「甲」に報告する。

第11条 【守秘義務】

「乙」は、業務の遂行上、知り得た秘密・個人情報を他に漏らしてはならない。また、貸与品や完成図書等についても、あらかじめ「甲」の認証を得たもの意外は一切外部に内容を漏らしてはならない。

第12条 【著作権の帰属】

本業務において、作成した資料及びデータ等の完成図書についての一切の著作権は、「甲」に帰属するものとし、「乙」は、「甲」の許諾なく使用・転用してはならない。

第13条 【損害賠償】

本業務実施中に生じた諸事故及び損害賠償に対しては、「乙」の責任において処理を行う。

第14条 【履行期限】

本業務の履行期限は、令和7年3月12日までとし、完成図書等は期日までに粕屋町都市政策部都市計画課に提出するものとする。

第 2 章 業務内容

第15条 【業務内容】

蒲田長者原線外植樹帯 30 路線の樹木・芝年間管理業務

樹木剪定 N=333 本

樹木伐採 N=1 本

寄植刈込 A=3,062 m²

玉物刈込 N=42 本

生垣刈込 L=207m

樹木薬剤散布（6月） N=67 本

玉物薬剤散布（6月） N=42 本

寄植薬剤散布（6月） A=2,243 m²

生垣薬剤散布（6月） L=580m

樹木薬剤散布（2月） N=14 本

玉物薬剤散布（2月） N=42 本

寄植薬剤散布（2月） A=2,243 m²

生垣薬剤散布（2月） L=580m

芝生刈込 A=3,600 m²

除草（人力） A=4,250 m²

草刈（機械） A=4,747 m²

(施工管理)

① 剪定、刈込

樹木剪定、寄植・玉物・生垣刈込の実施時期は、樹木毎に6月、2月に分けて行う。なお、剪定枝等の処分は「乙」が行うものとする。

② 薬剤散布

樹木、玉物、寄植、生垣の薬剤散布の実施時期は、6月及び2月に行う。使用薬剤は下記のとおりとする。

6月 スミチオン、マラソン、スプレイザー

2月 マシン油

なお、病害虫の発生状況により薬剤を変更する場合は、「甲」の承諾を得るものとする。

③ 芝生刈込

芝生の刈込は、4回施工箇所は5月・7月・9月・12月、3回施工箇所は5月・8月・11月、2回施工箇所は6月・9月に行う事とし、繁茂状況等により刈込時期を変更する場合は「甲」の承諾を得るものとする。なお、刈込で発生した芝の処分は「乙」が行うものとする。

④ 除草、草刈

除草、草刈は、4回施工箇所は5月・7月・9月・12月、3回施工箇所は5月・8月・11月、2回施工箇所は6月・9月に行う事とし、繁茂状況等により刈込時期を変更する場合は「甲」の承諾を得るものとする。なお、除草・刈込で発生した芝の処分は「乙」が行うものとする。

(写真管理)

写真管理は、「土木工事施工管理の手引き（福岡県県土整備部）」の写真管理基準を参考とし、業務内容ごと着手前及び完成写真、業務状況写真、安全管理写真、使用材料写真等を撮影するものとする。

第 3 章 検査及び完成図書

第16条 【完成図書】

本業務の完成図書は、下記のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----|
| ① 完成届（委託業務完了届） | 1部 |
| ② 出来高数量計算書 | 1部 |
| ③ 年間管理実施工程表 | 1部 |
| ④ 完成写真（パイプ式ファイルA4判） | 1部 |

第17条 【検 査】

本業務については、「甲」による検査をもって完了とする。ただし、業務内容に誤りが発見された場合は、「乙」は速やかにこれを対応しなければならない。